

- （趣旨）
- 第一条 この規則は、別に定めがあるもののほか、本庁及び地域機関における事務の決裁の区分及び手続並びに事務の委任に関し必要な事項を定めるものとする。
- （定義）
- 第二条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
- 一 決裁 事務の処理について最終的にその意思を決定することをいう。
 - 二 専決 知事、受任職員、受任者その他法令に基づき権限を有する者に代わって決裁することをいう。
 - 三 専決者 専決する権限を有する者をいう。
 - 四 委任 知事及び受任職員がその権限に属する事務の一部を移譲することをいう。
 - 五 受任職員 知事の補助職員等に対する教育委員会の権限の一部委任等に関する規則（平成二十年三重県教育委員会規則第二号）に基づき事務を委任された知事の補助機関である職員又はその管理に属する機関の職員をいう。
 - 六 受任者 知事又は受任職員からこの規則に基づき事務の委任を受けた者をいう。
 - 七 代決 知事、受任職員、受任者、専決者その他法令に基づき権限を有する者（以下「決裁者」という。）が不在のとき、臨時的に決裁者に代わって決裁することをいう。
 - 八 代決者 代決する権限を有する者をいう。
 - 九 本庁 三重県行政組織規則（平成十四年三重県規則第三十五号。以下「組織規則」という。）第二条第一項に規定する本庁をいう。
 - 十 地域機関 組織規則第二条第二項に規定する地域機関をいう。
 - 十一 地域防災総合事務所等 三重県行政機関設置条例（平成十七年三重県条例第九十四号。以下「設置条例」という。）第二条に規定する地域防災総合事務所及び第三条に規定する地域活性化局をいう。
 - 十二 農林水産事務所等 設置条例第十条に規定する農林水産事務所、農林事務所及び農政事務所をいう。
 - 十三 副知事 副知事及び組織規則第十八条の二に規定する危機管理統括監をいう。
 - 十四 部長 組織規則第十九条第一項に規定する部長、局長、理事及び出納局長をいう。
 - 十五 次長 組織規則第十九条第一項に規定する副部長、副局長、危機管理副統括監、危機管理地域統括監、次長及び担当次長並びに同条第三項に規定する工事検査総括監をいう。
 - 十六 課長 組織規則第十九条第一項に規定する課長及び担当課長並びに同条第三項に規定する検査監をいう。
 - 十七 班長 組織規則第十九条第一項に規定する班長をいう。
 - 十八 所長 組織規則第一百十条第一項に規定する所長、局長、校長、園長、院長、館長及びセンター長（子ども心身発達医療センターに限る。）をいう。
 - 十九 室長 組織規則第一百十条第一項に規定する室長、センター長（子ども心身発達医療センターを除く。）、部長、担当室長及び事務長をいう。
 - 二十 地域機関の課長 組織規則第一百十条第一項に規定する課長をいう。ただし、室及び課が置かれていない地域機関にあっては、組織規則第一百十条第一項に規定する副所長、副館長及び教頭並びに同条第二項に規定する事務長をいう。
- （本庁における決裁及び専決）
- 第三条 本庁における事務で知事が決裁する事項並びに副知事、部長、次長、課長、班長が専決する事項は、別表第一（同表に定められていない事項にあっては、別表第二）に掲げる事務のうち、それぞれの表の決裁区分欄の表示に対応した事項とする。
- 2 前項の規定により専決者（副知事を除く。）が専決する事務のうち、事務処理上必要があるものについては、当該事務を所掌する部長の承認を得て、所属職員に専決させることができる。（地域機関等の長に対する事務の委任）
- 第四条 別表第一及び別表第二に掲げる事務のうちこれらの表の受任者の欄に丸印を付した事項は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百五十三条第一項又は第二項の規定により、これらの表の地域機関等の長に委任する。
- 2 所長は、前項の規定により委任された事務のうち、事務処理上必要があるものについては、当該事務を所掌する部長の承認を得て、所属職員に専決させることができる。（地域機関における専決）
- 第五条 地域機関において所長、室長及び地域機関の課長が専決する事項は、別表第一（同表に定められていない事項にあっては、別表第二）に掲げる事務のうち、それぞれの表の専決者の欄の表示に対応した事項とし、それぞれの表の地域機関等の名称の欄に定めがあるものについては、専決者は、その欄に定める地域機関等の所長、室長又は地域機関の課長とする。ただし、室が置かれていない地域機関における別表第二に掲げる事務にあっては、同表の室長欄に丸印の付した事項については、専決者は所長とする。
- 2 前項の規定により専決者が専決する事務のうち、事務処理上必要があるものについては、当該事務を所掌する部長の承認を得て、所属職員に専決させることができる。（受任事務における決裁、専決及び委任）
- 第五条の二 知事の補助職員等に対する教育委員会の権限の一部委任等に関する規則に基づき受任職員に委任された事務（以下「受任事務」という。）のうち、本庁において受任職員が決裁する事項並びに次長、課長及び班長が専決する事項は、別表第三に掲げる事務のうち、決裁区分欄の表示に対応した事項とする。
- 2 別表第三に掲げる事務のうち、この表の受任者の欄に丸印を付した事項は、この表の地域機関等の長に委任する。
- 3 受任事務及び前項の規定により委任された事務のうち、地域機関において受任職員及び受任者が決裁する事項は、別表第三に掲げる事務のうち、決裁区分欄の表示に対応した事項とする。（別表に掲げられていない事務の決裁及び専決）
- 第六条 別表第一から別表第三までに掲げられていない事務で、知事及び受任職員が決裁する事項並びに副知事、部長、次長、所長、課長、室長、班長及び地域機関の課長が専決する事項は、これらの表に準ずるものとする。（決裁及び専決の特例）
- 第七条 受任者及び専決者は、処理しようとする事案の内容が次の各号のいずれかに該当するときは、その処理について、あらかじめ、知事又は上司の指揮を受けなければならない。
- 一 重要であると認められるとき。
 - 二 異例に属し、又は先例になると認められるとき。
 - 三 疑義若しくは重大な紛議があるとき、又は事案の処理の結果重大な紛争を生ずるおそれがあるとき。
- （代決）
- 第八条 代決者の範囲は、次の表の第二欄に掲げる決裁者の区分に応じ、それぞれ同表の第三欄及び第四欄に定めるところとする。ただし、同表の第三欄に掲げる職が置かれていない場合にあっては、代決しようとする事務を所掌する部長の承認を得て、代決者を定めることができる。

区分	決裁者	決裁者が不在のとき	決裁者及び第三欄に定める代決者が共に不在で事務処理上緊急やむを得ないとき
本庁	知事	代決しようとする事務を所掌する副知事	代決しようとする事務を所掌しない副知事（危機管理統括監を除き、副知事が複数の場合にあっては、三重県知事の職務代理者を定める規則（平成二十年三重県規則第四十四号）第一条に規定する順序とする。）
	副知事	決裁しようとする事務を所掌しない副知事（危機管理統括監を除き、副知事が複数の場合にあっては、三重県知事の職務代理者を定める規則第一条に規定する順序とする。）	部長
	部長	副部長（局においては副局長又は次長、出納局においては副局長）	代決しようとする事務を所掌する次長
	次長	課長（決裁者が危機管理地域統括監の場合にあっては、地域防災総合事務所の副所長又は地域活性化局の副局長）	
	課長	班長（組織規則第十九条第一項に規定する副課長が置かれている場合にあっては、副課長）	副課長が置かれている場合にあっては、代決しようとする事務を所掌する班長
地域機関	所長	副所長	代決しようとする事務を所掌する室長（ただし、室が置かれていない地域機関にあっては、地域機関の課長）
	室長	地域機関の課長	

- 2 前項の規定にかかわらず、組織規則第百十条第二項に規定する支所長、室長及び分室長が決裁者である事務のうち、事務処理上必要があるものについては、当該事務を所掌する部長の承認を得て、所属職員に代決させることができる。
- （代決の制限）
- 第九条 代決者は、代決しようとする事案の内容が第七条各号のいずれかに該当するときは、代決することができない。
- （代決者が不在等の場合の決裁）
- 第十条 決裁者及び当該決裁者の区分に応じ第八条の表に定める代決者がすべて不在の場合又は前条の規定により代決者が代決することができない場合において、事務処理上緊急やむを得ないときは、決裁者の直近上位の職にある者が決裁するものとする。
- （代決後の報告）
- 第十一条 代決者は、代決した事案のうち、特に知事又は上司が了解しておく必要があると認めるものについては、速やかに、当該事案の内容を知事又は上司に報告しなければならない。
- （決裁を受ける手続）
- 第十二条 決裁を受けようとする者（以下「起案者」という。）は、直近上司から順次上司の審査を経て、決裁を受けるものとする。
- （合議）
- 第十三条 起案者は、決裁を受けようとする事案の内容が他の専決者又は受任者が所掌する事務の内容等に関係がある場合には、必要に応じて、当該関係のある他の部長、次長、所長、課長、室長、班長又は地域機関の課長に合議しなければならない。
- 2 合議を要する事案で決裁者の決裁又は代決者の代決を経た後に合議されたものについては、合議を受けた者が同意したときに決裁者の決裁又は代決者の代決があったものとみなす。
- 3 第七条の規定は、合議を受けた者が事案の処理に対して同意又は不同意を決定しようとするときについて準用する。
- 4 第八条から第十一条までの規定は、合議を受けた者が不在の場合の処理について準用する。
- 5 前条の規定は、起案者が合議しようとする場合の手続について準用する。
-

最終改正:

改正内容:平成十四年三月二十九日三重県規則第三十六―八号

農林水産部 部の共通に関する事務

区分	事務の種類	事項	決裁区分										地域機関等の名称	
			知事	専決者								受任者		
				副知事	本庁				地域機関					所長
				部長	次長	課長	班長		所長	室長	課長			
1	公共工事の執行及び業務委託に関する事務	1 発注方法、入札参加資格及び入札指名業者の決定（金額は1件当たりの金額をいう。）												
		（1）3億円以上の工事請負又は1億5,000万円以上の業務委託に係るもの			○									
		（2）3億円未満の工事請負又は1億5,000万円未満の業務委託に係るもの												
		イ 本庁の所掌に属するもの					○							
		ロ 地域機関の所掌に属するもの							○					農林水産事務所等
		2 予定価格の作成（金額は1件当たりの金額をいう。）												
		（1）3億円以上の工事請負又は1億5,000万円以上の業務委託に係るもの			○									
		（2）3億円未満の工事請負又は1億5,000万円未満の業務委託に係るもの												
		イ 本庁の所掌に属するもの					○							
		ロ 地域機関の所掌に属するもの												
		（イ）7,000万円以上3億円未満の工事請負又は1,000万円以上1億5,000万円未満の業務委託に係るもの							○					農林水産事務所等
		（ロ）7,000万円未満の工事請負又は1,000万円未満の業務委託に係るもの								○				農林水産事務所等
		3 工事施工期限の延長に係るもの（本庁の所掌に属する工事で、1工事を通じ当初契約工期の3分の1以内）						○						
		4 監督員の任命												
		（1）本庁の所掌に属するもの						○						
		（2）地域機関の所掌に属するもの								○				農林水産事務所等
2	契約の締結その他支出を伴う事務	1 公共工事の業務委託に関する委託料に係るもの（金額は1件当たりの金額をいう。）												
		（1）1億5,000万円以上のもの			○									
		（2）1億5,000万円未満のもの												
		イ 本庁の所掌に属するもの					○							
		ロ 地域機関の所掌に属するもの												
		（イ）1,000万円以上1億5,000万円未満のもの							○					農林水産事務所等
		（ロ）1,000万円未満のもの								○				農林水産事務所等
		2 補償金及び補填金に係るもの（金額は1契約当たりの金額をいう。）												
		（1）本庁の所掌に属するもの					○							
		（2）地域機関の所掌に属するもの												
		イ 2,000万円以上のもの							○					農林水産事務所等
		ロ 2,000万円未満のもの								○				農林水産事務所等
3	公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）の施行に関する事務	1 法第7条第1項の規定による公共工事の発注の見通しに関する事項の公表												
		（1）本庁の所掌に属するもの					○							
		（2）地域機関の所掌に属するもの							○					農林水産事務所等
		2 法第7条第2項の規定による公共工事の発注の見通しに関する事項の変更後の公表												
		（1）本庁の所掌に属するもの					○							
		（2）地域機関の所掌に属するもの							○					農林水産事務所等
		3 法第8条の規定による政令に関する事項の公表												
		（1）本庁の所掌に属するもの					○							
		（2）地域機関の所掌に属するもの							○					農林水産事務所等
		4 法第10条の規定による公正取引委員会への通知				○								
		5 法第11条の規定による通知												
		（1）本庁の所掌に属するもの				○								
		（2）地域機関の所掌に属するもの							○					農林水産事務所等
		6 法第15条の規定による施工体制台帳の写しの受理												
		（1）本庁の所掌に属するもの					○							
		（2）地域機関の所掌に属するもの									○			農林水産事務所等

		7 法第16条の規定による点検等の措置										
		(1) 本庁の所掌に属するもの					○					
		(2) 地域機関の所掌に属するもの							○			農林水産事務所等
4	財産に関する事務	1 公有財産の購入に係るもの(金額は1契約当たりの金額をいう。)										
		(1) 7,000万円以上かつ20,000平方メートル以上の土地の取得	○									
		(2) (1)以外で本庁の所掌に属するもの					○					
		(3) (1)以外で地域機関の所掌に属するもの										
		イ 2,000万円以上のもの							○			農林水産事務所等
		ロ 2,000万円未満のもの							○			農林水産事務所等
		2 公有財産の寄附の受納(金額は1契約当たりの金額をいう。公共事業用地に係るものに限る。)										
		(1) 本庁の所掌に属するもの					○					
		(2) 地域機関の所掌に属するもの										
		イ 2,000万円以上のもの							○			農林水産事務所等
		ロ 2,000万円未満のもの							○			農林水産事務所等
5	立会人に関する事務	測量等の立会人に対する報償金の支出を伴う事務(地域機関の所掌に属するもの)							○			農林水産事務所等

最終改正:

改正内容:平成十四年三月二十九日三重県規則第三十六―十号

県土整備部 部の共通に関する事務

区分	事務の種類	事項	決裁区分										地域機関等の名称
			知事	専決者								受任者	
				副知事	本庁				地域機関				
				部長	次長	課長	班長	所長	室長	課長	所長		
1	公共工事の執行及び業務委託に関する事務	1 発注方法、入札参加資格及び入札指名業者の決定（金額は1件当たりの金額をいう。）											
		（1）3億円以上の工事請負又は1億5,000万円以上の業務委託に係るもの		○									
		（2）3億円未満の工事請負又は1億5,000万円未満の業務委託に係るもの											
		イ 本庁の所掌に属するもの				○							
		ロ 地域機関の所掌に属するもの							○				建設事務所 流域下水道事務所
		2 予定価格の作成（金額は1件当たりの金額をいう。）											
		（1）3億円以上の工事請負又は1億5,000万円以上の業務委託に係るもの		○									
		（2）3億円未満の工事請負又は1億5,000万円未満の業務委託に係るもの											
		イ 本庁の所掌に属するもの				○							
		ロ 地域機関の所掌に属するもの											
		（イ）7,000万円以上3億円未満の工事請負又は1,000万円以上1億5,000万円未満の業務委託に係るもの							○				建設事務所 流域下水道事務所
		（ロ）7,000万円未満の工事請負又は1,000万円未満の業務委託に係るもの								○			建設事務所 流域下水道事務所
		3 工事施工期限の延長に係るもの（本庁の所掌に属する工事で、一工事を通じ当初契約工期の3分の1以内のもの）					○						
		4 監督員の任命											
		（1）本庁の所掌に属するもの					○						
		（2）地域機関の所掌に属するもの								○			建設事務所 流域下水道事務所
2	契約の締結その他支出を伴う事務	1 公共工事の業務委託に関する委託料に係るもの（金額は、1件当たりの金額をいう。）											
		（1）1億5,000万円以上のもの（（3）に係るものを除く。）		○									
		（2）1億5,000万円未満のもの（（3）に係るものを除く。）											
		イ 本庁の所掌に属するもの				○							
		ロ 地域機関の所掌に属するもの											
		（イ）1,000万円以上1億5,000万円未満のもの							○				建設事務所 流域下水道事務所
		（ロ）1,000万円未満のもの								○			建設事務所 流域下水道事務所
		（3）公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）に掲げる業務委託で地域機関の所掌に属するもの											
		イ 2,000万円以上のもの							○				建設事務所 流域下水道事務所
		ロ 2,000万円未満のもの								○			建設事務所 流域下水道事務所
		2 補償金及び補填金に係るもの（金額は1契約当たりの金額をいう。）											
		（1）本庁の所掌に属するもの				○							
		（2）地域機関の所掌に属するもの											
		イ 2,000万円以上のもの							○				建設事務所 流域下水道事務所
		ロ 2,000万円未満のもの								○			建設事務所 流域下水道事務所
		3	公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）の施行に関する事務	1 法第7条第1項の規定による公共工事の発注の見直しに関する事項の公表									
（1）本庁の所掌に属するもの						○							
（2）地域機関の所掌に属するもの								○				建設事務所 流域下水道事務所	
2 法第7条第2項の規定による公共工事の発注の見直しに関する事項の変更後の公表													
（1）本庁の所掌に属するもの						○							

		(2) 地域機関の所掌に属するもの						○				建設事務所 流域下水道事務所
		3 法第8条の規定による政令に関する事項の公表										
		(1) 本庁の所掌に属するもの				○						
		(2) 地域機関の所掌に属するもの						○				建設事務所 流域下水道事務所
		4 法第10条の規定による公正取引委員会への通知				○						
		5 法第11条の規定による通知										
		(1) 本庁の所掌に属するもの				○						
		(2) 地域機関の所掌に属するもの						○				建設事務所 流域下水道事務所
		6 法第15条の規定による施工体制台帳の写しの受理										
		(1) 本庁の所掌に属するもの				○						
		(2) 地域機関の所掌に属するもの								○		建設事務所 流域下水道事務所
		7 法第16条の規定による点検等の措置										
		(1) 本庁の所掌に属するもの				○						
		(2) 地域機関の所掌に属するもの							○			建設事務所 流域下水道事務所
4	財産に関する事務	1 公有財産の購入に係るもの(金額は1契約当たりの金額をいう。)										
		(1) 7,000万円以上かつ20,000平方メートル以上の土地の取得	○									
		(2) (1)以外で本庁の所掌に属するもの				○						
		(3) (1)以外で地域機関の所掌に属するもの										
		イ 2,000万円以上のもの						○				建設事務所 流域下水道事務所
		ロ 2,000万円未満のもの							○			建設事務所 流域下水道事務所
		2 公有財産の寄附の受納(金額は1契約当たりの金額をいう。公共事業用地に係るものに限る。)										
		(1) 本庁の所掌に属するもの				○						
		(2) 地域機関の所掌に属するもの										
		イ 2,000万円以上のもの						○				建設事務所 流域下水道事務所
		ロ 2,000万円未満のもの							○			建設事務所 流域下水道事務所
5	立会人に関する事務	測量等の立会人に対する報償金の支出を伴う事務							○			建設事務所 流域下水道事務所
6	三重県流域下水道事業会計規則(令和2年三重県規則第26号)の施行に関する事務	1 規則第9条第1項の規定による金品亡失(損傷)報告書の受理(異例又は重要と認められるものを除く。)			○							
		2 規則第36条第1項の規定による不納欠損処分の承認			○							
		3 規則第115条の規定による固定資産減失(亡失・損傷)報告書の受理(異例又は重要と認められるものを除く。)			○							
		4 規則第155条の規定による競争入札参加資格の確認並びに競争入札に必要な参加資格の設定及び確認(物件関係に係るものに限る。)										
		(1) 本庁の所掌に属する場合				○						
		(2) 地域機関の所掌に属する場合							○			流域下水道事務所 地域防災総合事務所
		5 規則第156条の規定による一般競争入札及びせり売りの公告										
		(1) 本庁の所掌に属する場合				○						
		(2) 地域機関の所掌に属する場合							○			流域下水道事務所 地域防災総合事務所
		6 規則第177条の規定による監督を行わせる職員の選任										
		(1) 本庁の所掌に属する場合				○						
		(2) 地域機関の所掌に属する場合							○			流域下水道事務所 地域防災総合事務所
		7 規則第178条の規定による検査を行わせる職員の選任										
		(1) 本庁の所掌に属する場合				○						

		(2) 地域機関の所掌に属する場合								○			流域下水道事務所 地域防災総合事務所
--	--	-------------------	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	-----------------------

(3) 契約の締結その他支出を伴う事務

区分			決裁区分								地域機関の名称	備考
			知事	専決者								
				副知事	本庁				地域機関			
			部長		次長	課長	班長	所長	室長	課長		
1	報償費					全額			全額			
2	交際費					全額		全額			東京事務所	
3	需用費	食糧費				全額			全額			
		光熱水費					全額			全額		
		その他	全額									議会の議決に付すべき財産の取得に限る。
						30万円以上	30万円未満		30万円以上	30万円未満		上欄に掲げるものを除く。
4	役務費	後納郵便料、電信電話料及び保険料 その他					全額			全額		
						30万円以上	30万円未満		30万円以上	30万円未満		
5	委託料					全額		5,000万円以上	5,000万円未満			
6	使用料及び賃借料					30万円以上	30万円未満		30万円以上	30万円未満		
7	工事請負費		5億円以上		3億円以上 5億円未満	3億円未満		7,000万円以上 3億円未満	7,000万円未満			知事の決裁を経た契約に係る変更であって、変更の額が変更前の額の2割を超えないものについては部長の専決とする。
8	原材料費					全額			全額			
9	備品購入費		7,000万円以上			7,000万円未満			7,000万円未満			
10	負担金、補助及び交付金					全額			全額			
11	貸付金					全額			全額			
12	補償、補填及び賠償金	補償金及び補填金		2,000万円以上	1,000万円以上 2,000万円未満	1,000万円未満		1,000万円以上	1,000万円未満			
		賠償金	1,000万円以上	300万円以上 1,000万円未満	300万円未満						法律上県の義務に属する自動車事故による損害賠償のうち、知事が専決処分することができるものに限る。	
			300万円以上	100万円以上 300万円未満	100万円未満						法律上県の義務に属する県管理道路における県の管理瑕疵による事故の損害賠償のうち、知事が専決処分することができるものに限る。	
13	償還金、利子及び割引料					全額			全額			収入証紙により収納された歳入の戻出に係るもの
						全額						上欄に掲げるものを除く。
14	投資及び出資金	電信電話料 その他			全額				全額			
15	積立金					全額						
16	公課費						全額			全額		
17	繰出金				全額							

備考: 金額は、1件当たりの金額(予定価格又は見積金額を含む。)をいう。